

第 30 回

定時株主総会 招 集 ご 通 知



■ 日 時

2021年6月24日（木曜日）午前10時
受付開始 午前9時

■ 場 所

東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲2階 ROOM C

■ 決議事項

第1号議案	剰余金の配当の件
第2号議案	取締役6名選任の件
第3号議案	監査役2名選任の件
第4号議案	退任取締役及び退任監査役に対し 退職慰労金贈呈の件

- ・本株主総会にご出席の株主様は、開催日当日における新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスクの着用等、感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会の議決権行使は書面による方法もございますので、書面で議決権行使いただくことも併せてご検討のほどよろしくお願い申し上げます。
- ・本株主総会会場におきまして、感染予防のための措置を講じる場合がございますので、その際はご協力のほどお願い申し上げます。

株式会社アイ・ピー・エス

証券コード：4390

証券コード 4390
2021年6月9日

株 主 各 位

東京都中央区築地四丁目1番1号
株式会社アイ・ピー・エス
代表取締役 宮 下 幸 治

第30回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第30回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都中央区八重洲一丁目3番7号 八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲2階 ROOM C
3. 目的事項
報告事項 第30期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金の配当の件
第2号議案 取締役6名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ipsism.co.jp/ir/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://ipsism.co.jp/ir/meeting/>) に掲載させていただきます。

◎株主総会当日の様子はインターネットのライブ配信を通じて、ご覧いただくことができます。当社コーポレートサイトの「IR」ページにてご案内しておりますので、是非ご覧ください。

<https://ipsism.co.jp/ir/>

公開開始日時：2021年6月24日（木曜日）午前10時（予定）

(添付書類)

事業報告

(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、Open Doorという企業理念のもと、いまだ誰も突破できていない障壁のある生活に密着した分野で、誰よりも先んじて事業機会を創造し、事業を展開し、産業構造を変え、あるべき社会を実現すべく、さまざまな事業に取り組んでおります。

当期におきましては、新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、日本及び、当社グループの重要市場の一つであるフィリピンにおきましても、緊急事態宣言やロックダウン措置などの移動制限が実施され、経済・社会活動や国民生活に甚大な影響を及ぼしました。

このような環境により、医療・美容事業では人の移動の制限による来院者数の減少など、様々な影響を受けましたが、在宅勤務の増加などの勤務形態やライフスタイルの変化により主力事業である通信事業分野の需要が大幅に増加いたしました。当社グループでは昨年5月にフィリピンとシンガポール・香港間を結ぶ海底ケーブル（City-to-City Cable System、以下「C2C回線」）の使用権を取得したことにより、国際通信回線の供給能力が増加したことも重なり、海外通信事業を中心に大幅な事業拡大を果たしました。

当期の業績につきましては、売上高は9,515百万円（前期比46.2%増）、営業利益は1,921百万円（同79.5%増）となりました。為替差益287百万円を計上したことから、経常利益は2,187百万円（同103.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,487百万円（同130.5%増）となりました。C2C回線による通信ネットワークの販売が、売上高及び営業利益の増加を牽引いたしました。なお、営業利益の増加により、2019年8月22日付で当社が締結しております「時価発行新株予約権信託設定契約」の時価発行新株予約権の行使条件を満たしたことから、株式報酬費用203百万円を営業費用に計上しております。

事業別の状況は、次のとおりであります。

【海外通信事業】

フィリピンにおいてCATV事業者などに国際通信回線を提供し、デジタルデバイドの解消を図り、多くの方々に快適な通信環境を提供することを目的に展開しておりますが、昨年5月に当社及び当社のグループ会社はフィリピンとシンガポール・香港間をそれぞれ結ぶC2C回線及び各国内の陸上回線（光ファイバー）の使用権をIRU契約（注）にて取得して3国間を結ぶ通信ネットワークを構築し、昨年10月に商用提供を開始しました。これによりフィリピンにおける第3番目の国際通信回線キャリアとなり、自社で回線を所有することによるコスト競争力の強化に加えて供給能力が大幅に拡大し、従来からあったCATV事業者向けや法人向けの販売に加え、大手も含めた通信事業者への回線提供を行うキャリアズキャリアとしてのポジションを確立し、販売が大幅に拡大いたしました。

この結果、売上高は4,259百万円（前期比234.9%増）、セグメント利益は1,201百万円（前期比150.8%増）となりました。

（注）IRUとはIndefeasible Right of Useの略で、当事者間の合意がない限り破棄又は終了させることのできない長期的・安定的な通信回線使用権のこと。当社は、主に15年間のIRU契約を締結して国際通信回線使用権を仕入れ、販売しております。

【フィリピン国内通信事業】

当社子会社のInfiniVAN, Inc.による首都圏マカティ市での法人向けインターネット接続サービスの販売が主要事業であり、フィリピン国内の他の地域に比べて需要が大きく単価の高いお客様向けの販売拡大に努めました。新型コロナウイルス感染症の拡大によりフィリピン国内の通信需要は増加したものの、ロックダウン措置が取られたために、首都圏のオフィスへの出勤者数が急速に減少したことにより新規獲得が低調に推移いたしました。

また、InfiniVAN, Inc.は、無線通信サービスの提供に向け、これまで取得した5G専用の周波数3.7Ghz帯・24Ghz帯に加え、新たに1.5Ghz帯の周波数帯の割当を受けました。今後実証実験等を行い、5G通信サービスの提供を検討してまいります。

この結果、売上高は837百万円（前期比3.2%減）、セグメント利益は251百万円（前期比243.6%増）となりました。

【国内通信事業】

新型コロナウイルス感染症の拡大によりライフスタイルが変化し、在宅勤務や人の移動の制限により通信トラフィックの需要が増加しました。新規採用及び事業の選択と集中による人材の配置変換により営業力を強化して増加した需要の取り込みに努めました。コールセンター事業者向け秒課金サービスである「コールセンターソリューション」(注)の売上も拡大しました。

以上の結果、売上高は3,718百万円(前期比12.6%増)、セグメント利益は410百万円(前期比21.2%増)となりました。

(注) インドのDrishti-soft Solutions Pvt. Ltd.が開発し、当社が日本国内での販売代理権を有するコールセンターシステムの「AmeyoJ」、及び大手電機通信業者が提供している着信課金サービス(フリーダイヤル)を組み合わせた、コールセンター事業者向け秒課金サービスです。

【在留フィリピン人関連事業】

新型コロナウイルス感染症の拡大により、介護などを除いて求人需要が大きく減少する一方、国際間の人の移動も制限されて海外人材の日本での就労が困難な状況が続きました。今後も厳しい事業環境が見込まれ当該事業単独での採算性は厳しく、当社グループ内の他事業とのシナジー効果も見出せないため、本年1月1日をもって人材関連事業を株式会社グローバルトラストネットワークスへ譲渡し、撤退いたしました。

この結果、売上高は77百万円(前期比60.8%減)、セグメント利益は73百万円の損失(前期は89百万円の損失)となりました。

【医療・美容事業】

昨年3月にShinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporationにおいて、マニラ首都圏の新興都市であるBonifacio Global Cityに医院を新たに開設いたしました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大により、マニラ首都圏が昨年3月中よりロックダウン措置となり、開院したばかりのBonifacio院を含む3院全てが昨年5月末まで休業となりました。以後は、コミュニティ隔離措置の強化・緩和に応じて開院日・開院時間を調整し、

ソーシャルディスタンスの確保などのコロナウイルス感染症対策を取りながら開院いたしました。

この結果、売上高は623百万円（前期比28.5%減）、セグメント利益は129百万円（前期比51.6%減）となりました。

事業別売上高

区 分	前 期		当 期		前期比増減 (△)	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
海 外 通 信 事 業	1,271	19.5	4,259	44.8	2,987	234.9
フィリピン国内通信事業	864	13.3	837	8.8	△27	△3.2
国 内 通 信 事 業	3,303	50.8	3,718	39.1	414	12.6
在留フィリピン人関連事業	196	3.0	77	0.8	△119	△60.8
医 療 ・ 美 容 事 業	872	13.4	623	6.5	△248	△28.5
合 計	6,508	100.0	9,515	100.0	3,006	46.2

(2) 設備投資の状況

当期は、リースを含めて前期比50百万円増加の1,058百万円の設備投資を実施いたしました。主な内容は、フィリピン国内でのネットワーク構築のための投資と、医療・美容事業における医院開設による投資などです。

部門別の設備投資額は、次のとおりであります。

部 門	設備投資金額
海 外 通 信 事 業	153百万円
フ ィ リ ピ ン 国 内 通 信 事 業	649百万円
国 内 通 信 事 業	21百万円
在 留 フ ィ リ ピ ン 人 関 連 事 業	－百万円
医 療 ・ 美 容 事 業	234百万円
合 計	1,058百万円

(3) 重要な資金調達の状況

当社は、国際海底ケーブルシステムC2C回線の使用权の取得資金の一部に充当するため、銀行借入にて昨年5月27日付で1,500百万円（期間6年）の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

①海外通信事業

当社は、フィリピンにおいてブロードバンドサービスを提供するCATV事業者に対して、フィリピン－香港間、ダバオ－グアム間のデータ通信用の国際回線を提供しております。フィリピンでは、ユーザーが閲覧するコンテンツが格納されているサーバーの多くは、海外にあるため、そうしたサーバーへの接続を行う海外の通信事業者と接続するためにこれらの区間の国際通信回線が必要となっております。最近は、スマートフォンの普及や動画配信プラットフォームの充実により、テレビ離れが進み、CATV事業者の事業の柱が有料放送サービスからブロードバンドサービスに移行してきております。米国の多くのCATV事業者が、視聴世帯数の減少をブロードバンドサービスの提供で補い成長していることから、高品質のブロードバンドサービスを提供することに経営資源を集中させ、家庭用ブロードバンド市場に積極的に取り組んでいる大手通信事業者との競争に勝つことがCATV事業者に求められております。当社はこうしたCATV事業者に、国際通信回線を大量に提供することにより、CATV事業者のブロードバンドサービスが大手通信事業者に負けない速さであること、より低コストで高品質なサービスが実現できることを、市場で認識していただけるようにしてまいります。

伝送技術の発達や新規海底ケーブルの開通計画など、大手通信事業者による国際通信回線の供給の拡大による帯域の料金引き下げは、今後も続くことが予想されるため、当社グループでも、より多くのCATV事業者に、海外とフィリピン各地との間を結ぶ通信帯域サービスを提供できるようにする必要があります。

当社グループでは、昨年5月に香港・シンガポールとフィリピンを結ぶ国際回線の使用权を取得することで合意し、3都市を結ぶ回線を10月中に接続いたしております。この回線により、当社グループの国際通信回線の供給能力が飛躍的に拡大いたしました。

今後は、マニラ首都圏だけでなく、地方のCATV事業者にも国際回線を提供するため、フィリピン国内の都市間の回線を敷設する必要があります。回線は、InfiniVAN, Inc.が建

設して、地方のCATV事業者などに対して提供する予定です。なお、ミンダナオ地域での光ファイバーネットワークの構築では、新型コロナウイルス感染症の流行のため、工事が遅れたものの、一部を除き構築が進捗したことから沿線の多くのCATV事業者などに対しダバオ・グアム間の国際通信回線を利用して、より高品質なブロードバンドサービスを提供してまいります。

②フィリピン国内通信事業

フィリピン国内通信事業では、マカティ市内で敷設している光ファイバー網の効率的かつ効果的な整備を進め、法人向けインターネット接続サービスを提供する接続ビル数及び顧客数のさらなる増加を図ってまいります。

また、高架鉄道などへの光ファイバーの敷設による通信回線の提供などについても、現地のニーズに応え、推進してまいります。

さらに、5G専用の周波数3.7Ghz帯・24Ghz帯に加え、新たに1.5Ghz帯の周波数帯の割当を受けたことから、無線通信サービスの提供に向けた事業展開を図ってまいります。

③国内通信事業

国内通信事業は、電気通信事業法の改正により、一部の電話番号についてインターネットを使った転送に規制が加わりました。しかしすでに所管官庁との手続きを終了しており、当社の主力サービスである、大手通信事業者から仕入れて、コールセンター向けに再販している電話サービスに影響はありません。

また電話サービスの需要の減退が予想される中で、大手通信事業者の固定電話サービスの取り組みの変化が生ずる可能性があります。それにより収益機会が発生する場合があります。そうした機会を確実に取り込むことが必要であると考えております。

当社では、2019年3月からクラウドサービスの提供を開始いたしました。今後も国内通信事業を維持するためには、通信サービスやそれを利用したサービスへの展開（音声認識、AIなど）に広げていく必要があると認識しております。GoogleやFacebookが通信インフラを取得し運用するなど、通信と周辺ビジネスとの境が曖昧になっている現状で、純粋な通信サービスだけで収益を上げる機会は、音声かどうかを問わず少なくなっているからです。当社は、今後も通信分野を中心にして、新たな領域のサービス提供を進めてまいります。

④医療・美容事業

医療・美容事業では、2018年度より白内障手術の提供を開始しております。眼の手術ということで、近視矯正手術と医師の技術などが共通しており、大きな投資も発生しません。ただ近視矯正手術の対象となる顧客が20代・30代であることに対して、白内障の対象となる顧客は高齢者です。マーケティングの手法をより適したものに修正していく必要があります。

既にフィリピン国内の近視矯正手術の過半数は、当社グループで行っていると推定されており、更なる市場規模の獲得は難しくなりつつあります。当社グループは、新たな医療の需要に対応した新サービスの構築が求められていると考えており、日本の得意とする分野の医療サービスの提供を検討しております。

当社グループで運営しているクリニック3拠点につきましては、本年3月からのフィリピン政府の外出制限の影響を受けているものの、レーシックなどのニーズはありますので、積極的に営業活動を行い、事業の拡大を図ってまいります。

⑤内部統制システムの強化・運用

当社は当事業年度に再整備した内部統制システムを、今後更に強化・運営していきます。当事業年度は社内規程を見直し整備したほか、国内の全事業部門、及び海外子会社に対する内部監査体制を強化・実施し、業務の改善、統制の強化に努めてまいりました。今後は、コーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、コンプライアンス遵守を社内に浸透させる施策を展開してまいります。

⑥自然災害等への対応

当社グループは、台風、地震、津波等の自然災害や火災等の事故、パンデミック（世界的流行病）の発生並びに情報システムの停止等による事業活動への影響を最小限にするための様々な施策を実施することにより事業活動の安定的な運営を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続き変わらぬご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第27期 2017年度	第28期 2018年度	第29期 2019年度	第30期 2020年度 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	5,327,543	5,780,112	6,508,904	9,515,567
営 業 利 益 (千円)	902,823	945,556	1,070,401	1,921,165
経 常 利 益 (千円)	819,018	1,001,647	1,075,502	2,187,748
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益 (千円)	480,529	588,231	645,209	1,487,138
1 株当たり当期純利益 (円)	48.10	50.62	52.43	120.22
総 資 産 (千円)	4,245,771	6,746,122	7,790,591	11,762,282
純 資 産 (千円)	1,435,161	3,728,091	4,715,779	6,754,865
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	125.67	256.15	314.82	428.59

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しており、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2017年10月14日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っており、また、2019年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、当該株式分割が第27期期首に行われていたと仮定して算定しております。
3. 第30期は、フィリピン-香港、フィリピン-シンガポール間の海底ケーブルシステムC2Cの使用権を取得し、提供を開始したことにより売上・利益が拡大しました。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第27期 2017年度	第28期 2018年度	第29期 2019年度	第30期 2020年度 (当 期)
売 上 高 (千円)	4,681,746	4,812,102	5,037,976	8,116,843
営 業 利 益 (千円)	785,130	723,734	724,804	1,138,874
経 常 利 益 (千円)	708,570	812,414	689,997	1,397,782
当 期 純 利 益 (千円)	451,468	553,481	446,340	934,634
1 株当たり当期純利益 (円)	45.19	47.63	36.27	75.56
総 資 産 (千円)	3,937,706	5,577,381	6,078,713	9,648,651
純 資 産 (千円)	1,261,989	3,161,686	3,640,150	4,783,021
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	126.33	259.15	294.15	369.35

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中の平均発行済株式総数に基づき算出しており、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 2017年10月14日付で普通株式1株につき普通株式200株の割合で株式分割を行っており、また、2019年1月1日付で普通株式1株につき普通株式5株の割合で株式分割を行っております。
1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産については、当該株式分割が第27期期首に行われていたと仮定して算定しております。
3. 第30期は、フィリピン-香港、フィリピン-シンガポール間の海底ケーブルシステムC2Cの使用権を取得し、提供を開始したことにより売上・利益が拡大しました。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
KEYSQUARE, INC.	30,000,000 フィリピンペソ	99.8%	コールセンター業務
Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation	121,854,585 フィリピンペソ	50.0%	眼科及び美容関連のクリニックの経営
InfiniVAN, Inc.	832,500,000 フィリピンペソ	64.0% (24.0%) [36.0%]	フィリピン国内での通信事業
CorporateONE, Inc.	72,850,000 フィリピンペソ	40.0% (40.0%) [60.0%]	フィリピン企業への投資会社
ISMO Pte.Ltd.	2,800,000 シンガポールドル	100.0%	シンガポール国内外の通信事業

(注) 1. 議決権比率の () は間接所有割合で内数、[] は緊密者または同意している者の所有割合を外書きしてあります。

2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

(7) 主要な事業内容

事業区分	事業内容
海外通信事業	フィリピンと北米・香港等とを結ぶ国際通信回線を、フィリピン国内のCATV事業者などのインターネット接続事業者に提供しております。
フィリピン国内通信事業	子会社であるInfiniVAN, Inc.がフィリピン国内で法人向けインターネット接続サービスを行っております。
国内通信事業	・電話サービスの提供 自社及び他社のネットワークを利用した音声通信サービスを提供しております。特にMVNO事業者に対して通話サービスを卸提供したりしております。また大手通信事業者の着信者払い通話サービスを、当社名義で秒単位で仕入れて、ユーザーに1秒単位で課金する秒課金サービスを提供しております。 ・コールセンターシステムの販売 インドのDrishti社が開発したコールセンターシステム「AmeyoJ」を仕入れ、日本国内のコールセンター事業者へ提供しております。 ・データセンターサービス 東京都内にデータセンターを保有し、他の事業者のサーバーを預かるコロケーションサービスなどを提供しております。
在留フィリピン人関連事業	顧客開拓・利用促進事業として、在留フィリピン人を中心とした在留外国人に対して携帯電話や海外送金サービスの顧客開拓・利用促進などを行っております。
医療・美容事業	フィリピンにてレーシック手術による近視矯正などの眼科、美容皮膚科・美容外科などの科目で診療を行っております。

(8) 主要な営業所

① 当社

本社

東京都中央区築地4丁目1番1号

深川データセンター

東京都江東区

② 子会社

KEYSQUARE, INC.

フィリピン パシッグ市

Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation

フィリピン マカティ市

InfiniVAN, Inc.

フィリピン パシッグ市

CorporateONE, Inc.

フィリピン パシッグ市

ISMO Pte. Ltd.

シンガポール

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区分（事業部門）	従業員数	前期末比増減
海外通信事業	25名 [－]	2名増
フィリピン国内通信事業	136名 [－]	10名増
国内通信事業	20名 [－]	4名増
在留フィリピン人関連事業	29名 [－]	17名減
医療・美容事業	77名 [5名]	5名減
全社（共通）	95名 [－]	5名増
合計	382名 [5名]	1名減

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に平均人員数を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
54名 [－]	4名増	39.3歳	3.6年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は [] 内に平均人員数を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,569,365千円
株式会社三井住友銀行	94,964千円
株式会社りそな銀行	81,623千円
株式会社千葉銀行	73,344千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 39,960,000株
(2) 発行済株式の総数 12,379,736株（自己株式264株を除く。）
(3) 株主数 2,933名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
宮 下 幸 治	4,955,000株	40.02%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	955,900株	7.72%
丸 本 桂 三	380,900株	3.07%
丸 谷 和 徳	350,000株	2.82%
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	309,000株	2.49%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズアイ五号投資事業有限責任組合	273,000株	2.20%
日本テクノロジーベンチャーパートナーズi-S2号投資事業有限責任組合	225,000株	1.81%
株 式 会 社 ス ト レ ッ チ	204,100株	1.64%
三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲12号）	200,000株	1.61%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	196,700株	1.58%

- (注) 1. 三井住友信託銀行株式会社（信託口 甲12号）200,000株は、宮下 幸治氏が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については同氏が指図権を留保しております。
2. 持株比率は、自己株式（264株）を控除して算出しております。
- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

		第4回新株予約権
発行決議日		2015年9月10日
新株予約権の数		400個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 400,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり70,000円 (1株当たり70円)
権利行使期間		2017年9月11日から2025年8月23日まで
行使の条件		新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、または従業員のいずれかの地位にあることを要する。ただし、新株予約権の割当てを受けた時に取締役であった者は、任期満了による退任その他取締役会が正当な理由であると認めた場合はこの限りではない。
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 400個 目的となる株式数 400,000株 保有者数 1人
	社外取締役	—
	監査役	—
取得の事由及び条件		①当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、または、当社が完全子会社となる株式交換契約承認の議案若しくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。 ②新株予約権の割当てを受けた者が上記「行使の条件」に定める規定により権利を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項		新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。また、この場合、増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の譲渡に関する事項		譲渡による取得は取締役会の承認を必要とする。

(注) 2017年10月14日付で行った普通株式1株につき200株とする株式分割及び2019年1月1日付で行った普通株式1株につき5株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2019年8月9日開催の取締役会の決議に基づき、当社グループ役職員等のモチベーションの維持・向上を図るとともに中長期的な企業価値向上へのインセンティブを目的として発行した、業績目標を達成した場合のみ権利行使が可能となる新株予約権は、次のとおりであります。

	第7回新株予約権
決議年月日	2019年8月9日取締役会決議
新株予約権の数（個）	6,125（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 612,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1,152（注）2
新株予約権の行使期間	2020年7月1日～2029年8月25日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 1,152 資本組入額 576（注）3
新株予約権の行使の条件	（注）4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）5

（注）1 新株予約権1個当たりの目的である株式の数は、普通株式100株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割引日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

- 2 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に関する事項は次のとおりであります。

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金1,152円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

- 3 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 4 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。
- ① 本新株予約権の割当を受けた者（以下、「受託者」という。）は、本新株予約権を行使することができず、受託者より本新株予約権の付与を受けた者（以下、「受益者」または「本新株予約権者」という。）のみが、本新株予約権を行使できることとする。

②受益者は、2020年3月期から2023年3月期までの事業年度に係る当社が提出した有価証券報告書に記載される当社連結損益計算書の営業利益が、いずれかの事業年度において下記各号に掲げる条件を満たした場合、満たした条件に応じて、交付を受けた本新株予約権のうち当該条件に応じた割合を乗じた本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算定される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとする。なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合や決算期を変更する場合等これらの場合に準じて指標の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で適切に別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

(a)17億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち70%

(b)25億円を超過している場合

受益者が交付を受けた本新株予約権のうち100%

③受益者は、権利行使時において、当社または当社子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員もしくは顧問のいずれかの地位を有していることを要する。但し、任期満了による退任、定年又は会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

④受益者が権利行使期間中に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

⑤本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑥各新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

- 5 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）１に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上行使期間の末日までとする。

⑥新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記（注）３に準じて決定する。

⑦譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

⑧その他新株予約権の行使の条件

上記（注）４に準じて決定する。

⑨新株予約権の取得事由及び条件

(a)当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

(b)新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）４に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	宮 下 幸 治	Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation Director InfiniVAN, Inc. Director ISMO Pte. Ltd. Director and Chief Executive Officer
専 務 取 締 役	上 森 雅 子	事業推進本部長 KEYSQUARE, INC. President Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation President InfiniVAN, Inc. Director
取 締 役	林 田 宣 之	
取 締 役	前 田 知 之	事業企画本部長
取 締 役	伊 藤 良 光	情報通信事業本部長
取 締 役	中 原 茂 樹	管理本部長
取 締 役	藤 井 裕 史	株式会社I-REMIT JAPAN 代表取締役
取 締 役	宇 都 宮 尚	合同会社メルクリウス 代表社員
常 勤 監 査 役	桂 山 邦 明	
常 勤 監 査 役	稲 垣 耕 一	
監 査 役	西 村 誉 弘	公認会計士・税理士 リーダーズサポート税理士法人 代表社員 株式会社フルブリッジ 監査役 岐阜製版株式会社 監査役
監 査 役	緑 川 芳 江	弁護士・ニューヨーク州弁護士 三浦法律事務所 パートナー弁護士 SOSiLA物流リート投資法人 監督役員

- (注) 1. 藤井裕史及び宇都宮尚の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 稲垣耕一、西村誉弘及び緑川芳江の各氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、社外取締役の藤井裕史及び宇都宮尚の両氏並びに社外監査役の稲垣耕一、西村誉弘及び緑川芳江の各氏を、東京証券取引所の定める独立役員として、同証券取引所に届け出ております。
4. 監査役西村誉弘氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 各社外役員の重要な兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。
6. 当事業年度中の取締役及び監査役の異動は次のとおりであります。

①就任

2020年6月26日開催の第29回定時株主総会において、中原茂樹氏が取締役、稲垣耕一氏が監査役に新たに選任され、就任いたしました。

②退任

前田知之氏は2021年1月31日に取締役を辞任により退任いたしました。なお当該取締役の地位及び担当は退任時の地位及び担当であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役藤井裕史、宇都宮尚の両氏及び監査役稲垣耕一、西村誉弘、緑川芳江の各氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項各号の定める額の合計額を限度として責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

イ. 当該方針の決定の方法

取締役の役割、職責等に相応しい水準となる報酬体系を構築するため、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を2021年3月19日開催の取締役会において決議いたしました。

ロ. 当該方針の内容の概要

i. 基本方針

当社の取締役の個人別の報酬等の決定について、取締役の役割、職責等に相応しい水準とすることを方針とし、「基本報酬」と「役員退職慰労金」とで構成する金銭報酬を基本的枠組みとする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、基本報酬及び退職慰労金を支払うこととし、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

ii. 金銭報酬等の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、業績への貢献度、従業員給与の水準をも考慮しながら、短期業績に基づくインセンティブの機能を備えるよう総合的に勘案して決定するものとする。

当社の取締役の退職慰労金は、長期的なインセンティブ付与を目的として毎年役

員退職慰労金規程に定められた基準に基づき一定額の引当てを行い、退任時に金額等を決定するものとする。

ハ. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等額について取締役会にて取締役会決議に沿うものであるか、確認しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会で決議において年額180,000千円以内とされております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

監査役の金銭報酬の額は、2005年6月24日開催の第14回定時株主総会で決議において年額60,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は1名です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

イ. 委任を受けた者の氏名、地位及び担当

代表取締役 宮下 幸治

ロ. 委任された権限の内容・理由等

当事業年度各取締役の個人別の基本報酬の額については、株主総会にて決議した報酬限度額の範囲内で、基本報酬の個人別の額の決定に関する方針に従い、決定する。

退職慰労金の額については、株主総会決議および取締役会決議に基づき、役員退職慰労金規程の基準に従い、相当額の範囲内で、具体的な金額、贈呈の時期、支給の方法を決定する。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が最も適していると判断したからであります。

④取締役及び監査役の報酬等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取 締 役 (うち社外取締役)	116,021 (5,400)	116,021 (5,400)	－ (－)	－ (－)	8 (2)
監 査 役 (うち社外監査役)	22,179 (12,031)	22,179 (12,031)	－ (－)	－ (－)	4 (3)

- (注) 1. 人員には、当事業年度に退任した取締役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額24,421千円（取締役6名に対し21,742千円、監査役2名に対し2,679千円）を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係

重要な兼職の状況及び当社との関係につきましては、「(1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
社外取締役	藤 井 裕 史	当事業年度開催の取締役会（23回）のすべてに出席し、議案審議等、金融機関及び国際ビジネスでの豊富な経験を有し、その知見から発言を行っております。
社外取締役	宇 都 宮 尚	当事業年度開催の取締役会（23回）のすべてに出席し、議案審議等、国際通信ビジネスでの豊富な経験を有し、その知見から発言を行っております。
社外監査役	稲 垣 耕 一	社外監査役就任後に開催の取締役会（17回）及び監査役会（10回）のすべてに出席し、金融機関及び経営者としての豊富な経験を有し、その知見から発言を行っております。
社外監査役	西 村 誉 弘	当事業年度開催の取締役会（23回）及び監査役会（13回）のすべてに出席し、公認会計士・税理士としての専門的見地から、財務及び会計に関する事項を中心に発言を行っております。
社外監査役	緑 川 芳 江	当事業年度開催の取締役会（23回）及び監査役会（13回）のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 25,000千円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 25,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく（準じた）監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬について算出根拠の説明を受け、また会計監査人から監査計画の説明を受けて検討した結果、当社の会計監査を実施するうえで妥当なものであると判断したため、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 非監査報酬の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性及び専門性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合その他監査役会が解任または不再任が相当と認める事由が発生した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任の議案内容を決定します。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。(2021年3月30日最終改定)

その内容は、以下のとおりであります。

1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、コンプライアンス研修を実施し、法令及び社内規程を遵守するよう徹底を図っております。
- ②取締役会規程を始めとする社内規程を整備し、各規程に基づいた活動となるように体制を構築しております。
- ③当社において不正行為等があった場合に、役職員や取引先等が直接情報提供を行う手段として「内部通報窓口」を設置し、当社の役職員に周知し、適切な運営を行います。
- ④役職員の職務執行の適切性を確保するため、執行部門から独立した内部監査部門による、当社及び子会社全体の監査を実施し、代表取締役に内部監査の状況について、報告します。
- ⑤市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会勢力には、毅然とした態度を貫き、一切の関係を遮断します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役会、経営会議その他重要な会議の意思決定に係る情報を保存及び管理し、必要な関係者が閲覧できる体制を整備します。
- ②取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、情報管理・秘密保持規程等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社及び子会社のリスク管理に関する基本的な事項を定め、その徹底を図ります。
- ②企業活動に伴う損失の危険の管理は、原則として所管部署が行い、重要事項については

取締役会に報告する体制になっております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会等での決定に基づく職務執行については、職務権限規程、業務分掌規程等に基づき、効率的かつ適正に職務執行が行われる体制の維持・向上を図ります。
- ②組織のスリム化、簡素化、ITの適切な活用を通じて業務の効率化を推進します。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営に係わる重要事項は、職務の有効性と効率性の観点から、当社の取締役会において決定します。
- ②当社の関係会社への指導と支援を円滑に遂行して適切に管理することにより、当社グループの安定成長、経営の効率化及び内部統制に資することを目的に、関係会社管理規程を定めています。
- ③当社は子会社に対し、営業成績、財務状況その他一定の経営上の重要事項について定期的に当社に報告することを義務付け、子会社の独自性を尊重しつつ、経営方針・会社間の緊密な連携等に関する協議を実施します。
- ④子会社と緊密な連携を確保し、経営ノウハウや情報その他の資源の有効活用を促進して、業務遂行の効率化を図ります。
- ⑤モニタリングや必要に応じて子会社の監査実施により、内部管理体制の適切性や有効性を検証します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

- ①取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する専任の使用人として適切な人材の配置を行います。
- ②内部監査部門の使用人に対して、監査役がその職務を補助することを求めた場合、取締役は当該使用人に対して、これを命じるものとします。
- ③監査役の職務を補助することを命じられた使用人は監査役の指示に従い、監査役の監査に必要な調査をする権限を有します。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保

- ①監査役を補助する使用人については、その適切な業務を遂行する為、人事考課、人事異動に関して事前に監査役の意見を尊重して、同意を得るものとします。
- ②監査役を補助する使用人は、監査役の指揮命令に従うものとし、当社はその旨を取締役及び使用人に周知徹底します。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告する体制

- ①当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人は、経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査役に報告するものとします。
- ②当社の取締役及び使用人並びに関係会社の取締役、監査役及び使用人（以下「当社グループ職員」）は、業績見込みに影響を与えるような損失やコンプライアンス違反の発生のおそれがあると認識した場合には、直ちに監査役に報告します。
- ③当社グループ役職員は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、誠実かつ速やかに当該事項について報告します。

9. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底します。

10. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項

- ①監査役がその職務の執行について当社に対して会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかにこれに応じるものとします。

11. その他監査役の監査が実効的に行われる体制

- ①代表取締役と監査役は、相互に意思疎通を図るため、適宜会合をもち、意見交換をします。
- ②取締役は、監査役の職務の遂行のため、監査役と社外取締役、監査役と子会社等の取締役等との意思疎通、情報の収集・交換が適切に行えるよう協力します。
- ③取締役は、監査役が重要な業務執行に係わる会議体に参加できる体制を整備します。
- ④内部監査部門は、監査役に当社及び子会社の内部監査の実施状況について、適時報告を行うとともに、意見・情報交換を行う等の連携体制を構築し、監査の実効性を図ります。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般

当社及び当社グループ各社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

② コンプライアンス

当社は、当社及びグループ各社の使用人に対し、その階層に応じて必要なコンプライアンスについて、社内研修での教育及び会議体での説明を行い、法令及び定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。また、当社はコンプライアンス管理規程により、内部通報制度を設けており、コンプライアンスの実効性向上に努めております。

③ リスク管理

当社は、取締役会において経営陣によるリスク評価を実施し、リスク対策実施状況の点検やリスクの未然防止に努めるとともに、「リスク管理規程」に基づき、当社及び当社グループ各社のリスク管理体制の整備を推進しております。

④ 子会社管理

子会社については、「関係会社管理規程」に基づき、重要な事項を当社取締役会において審議し、子会社の適正な業務運営及び当社による実効性のある管理の実現に努めております。

⑤ 内部監査

内部監査室が作成した内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ各社の内部監査を実施いたしました。

⑥ 監査役

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役及び他の取締役、内部監査室との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。

-
- (注) 1. 当事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入して、それぞれ表示しております。
2. 記載金額には、消費税等は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	7,665,947	流 動 負 債	3,361,667
現 金 及 び 預 金	3,625,838	買 掛 金	701,713
売 掛 金	1,091,555	1 年 内 返 済 予 定 の 長 期 借 入 金	518,309
リ ー ス 投 資 資 産	2,327,850	リ ー ス 債 務	8,701
商 貯 蔵 品	33,177	未 払 法 人 税 等	395,534
そ の 他 の 品	40,498	繰 延 延 払 利 益	1,267,973
貸 倒 引 当 金	652,578	賞 与 引 当 金	17,364
	△105,550	そ の 他	452,071
固 定 資 産	4,096,335	固 定 負 債	1,645,749
有 形 固 定 資 産	2,510,919	長 期 借 入 金	1,431,504
建 物 及 び 構 築 物	65,470	リ ー ス 債 務	2,164
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	1,195,290	退 職 給 付 に 係 る 負 債	46,192
工 具、器 具 及 び 備 品	57,786	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	135,011
リ ー ス 資 産	31,899	資 産 除 去 債 務	4,300
建 設 仮 勘 定	1,160,472	そ の 他	26,575
無 形 固 定 資 産	829,441	負 債 合 計	5,007,417
通 信 回 線 使 用 権	765,982	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	63,459	株 主 資 本	5,332,716
投 資 そ の 他 の 資 産	755,973	資 本 金	1,067,342
長 期 前 払 費 用	360,643	資 本 剰 余 金	1,003,717
繰 延 税 金 資 産	91,394	利 益 剰 余 金	3,262,080
そ の 他	304,551	自 己 株 式	△424
貸 倒 引 当 金	△615	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△26,880
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△22,441
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△4,439
		新 株 予 約 権	210,516
		非 支 配 株 主 持 分	1,238,513
		純 資 産 合 計	6,754,865
資 産 合 計	11,762,282	負 債 ・ 純 資 産 合 計	11,762,282

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		9,515,567
売上原価		5,852,405
売上総利益		3,663,162
販売費及び一般管理費		1,741,996
営業利益		1,921,165
営業外収益		
受取利息及び配当金	13,855	
為替差益	287,039	
その他の	6,356	307,251
営業外費用		
支払利息	19,569	
支払手数料	16,858	
その他の	4,241	40,668
経常利益		2,187,748
特別利益		
固定資産売却益	663	663
特別損失		
固定資産除却損	0	
臨時休業等による損失	48,179	48,179
税金等調整前当期純利益		2,140,231
法人税、住民税及び事業税	499,082	
法人税等調整額	45,861	544,944
当期純利益		1,595,287
非支配株主に帰属する当期純利益		108,149
親会社株主に帰属する当期純利益		1,487,138

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,064,692	1,001,067	1,774,942	△194	3,840,507
当期変動額					
新株の発行	2,650	2,650			5,300
自己株式の取得				△229	△229
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,487,138		1,487,138
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）					
当期変動額合計	2,650	2,650	1,487,138	△229	1,492,208
当期末残高	1,067,342	1,003,717	3,262,080	△424	5,332,716

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	46,331	1,145	47,476	7,350	820,445	4,715,779
当期変動額						
新株の発行						5,300
自己株式の取得						△229
親会社株主に帰属する 当期純利益						1,487,138
株主資本以外の項目の 当期中の変動額（純額）	△68,773	△5,584	△74,358	203,166	418,068	546,877
当期変動額合計	△68,773	△5,584	△74,358	203,166	418,068	2,039,085
当期末残高	△22,441	△4,439	△26,880	210,516	1,238,513	6,754,865

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,305,337	流 動 負 債	2,716,070
現 金 及 び 預 金	1,813,717	買 掛 金	503,736
売 掛 金	880,485	1 年内返済予定の長期借入金	518,309
リ ー ス 投 資 資 産	3,221,923	リ ー ス 債 務	8,690
商 品	33,177	未 払 金	79,611
前 渡 金	7,373	未 払 法 人 税 等	341,163
前 払 費 用	91,858	繰 延 延 払 利 益	1,152,234
そ の 他 金	328,602	賞 与 引 当 金	15,627
貸 倒 引 当 金	△71,799	そ の 他	96,697
固 定 資 産	3,343,313	固 定 負 債	2,149,559
有 形 固 定 資 産	185,656	長 期 借 入 金	1,431,505
建 物	6,313	リ ー ス 債 務	534,397
構 築 物	464	退 職 給 付 引 当 金	28,986
機 械 及 び 装 置	109,128	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	135,011
車 両 運 搬 具	7,194	資 産 除 去 債 務	4,300
工 具 器 具 備 品	29,904	そ の 他	15,359
リ ー ス 資 産	31,899	負 債 合 計	4,865,630
建 設 仮 勘 定	751	(純 資 産 の 部)	
無 形 固 定 資 産	154,015	株 主 資 本	4,572,505
ソ フ ト ウ ェ ア	45,913	資 本 金	1,067,342
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	235	資 本 剰 余 金	1,007,442
通 信 回 線 使 用 権	95,980	資 本 準 備 金	1,007,442
そ の 他	11,885	利 益 剰 余 金	2,498,145
投資その他の資産	3,003,641	その他利益剰余金	2,498,145
関 係 会 社 株 式	1,438,595	繰 越 利 益 剰 余 金	2,498,145
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	1,230,992	自 己 株 式	△424
長 期 前 払 費 用	179,221	新 株 予 約 権	210,516
繰 延 税 金 資 産	62,669		
そ の 他	92,778		
貸 倒 引 当 金	△615		
資 産 合 計	9,648,651	純 資 産 合 計	4,783,021
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	9,648,651

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から
2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		8,116,843
売上原価		5,597,817
売上総利益		2,519,026
販売費及び一般管理費		1,380,152
営業利益		1,138,874
営業外収益		
受取利息及び配当金	23,672	
為替差益	271,203	
その他の	1,606	296,482
営業外費用		
支払利息	19,916	
支払手数料	16,858	
その他の	799	37,574
経常利益		1,397,782
特別利益		
固定資産売却益	663	663
特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		1,398,445
法人税、住民税及び事業税	432,361	
法人税等調整額	31,450	463,811
当期純利益		934,634

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年 4 月 1 日から
(2021年 3 月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							新株予約 権	純資産 合計
	資 本 金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金				
				繰越利益 剰余金	合計				
当期首残高	1,064,692	1,004,792	1,004,792	1,563,511	1,563,511	△ 194	3,632,800	7,350	3,640,150
当期変動額									
新株の発行	2,650	2,650	2,650				5,300		5,300
自己株式の取得						△229	△229		△229
当期純利益				934,634	934,634		934,634		934,634
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								203,166	203,166
当期変動額合計	2,650	2,650	2,650	934,634	934,634	△229	939,705	203,166	1,142,871
当期末残高	1,067,342	1,007,442	1,007,442	2,498,145	2,498,145	△424	4,572,505	210,516	4,783,021

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 陶 江 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイ・ピー・エス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2021年5月26日

株式会社アイ・ピー・エス
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 桐 川 聡 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 陶 江 徹 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイ・ピー・エスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第30期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。海外子会社については、海外子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて海外子会社から事業の報告を受け、経営管理の状況を把握しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

株式会社アイ・ピー・エス 監査役会

常勤監査役 桂 山 邦 明 ㊞

常勤社外監査役 稲 垣 耕 一 ㊞

社外監査役 西 村 誉 弘 ㊞

社外監査役 緑 川 芳 江 ㊞

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主への還元につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保することを主題におきつつも、十分な剰余金があるときは、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

当社の上場株式の市場が、2020年12月25日をもって東京証券取引所市場第一部へ市場変更されましたことから、以下のとおり記念配当をいたしたいと存じます。

- ① 配当の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき10円 総額123,797,360円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月25日

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、迅速な意思決定を行うため、1名減員して取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 生 年 月 日 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
1	みや した こう じ 宮 下 幸 治 1965年2月3日生	1985年 5 月 株式会社リクルート（現 株式会社リクルートホールディングス）入社 1991年10月 当社設立に際し、代表取締役就任（現任） （重要な兼職の状況） Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (Director) InfiniVAN, Inc. (Director) ISMO Pte. Ltd. (Director and Chief Executive Officer)	4,955,000株
		〈取締役候補者とした理由〉 宮下幸治氏は、長年にわたり代表取締役として当社グループの事業を統括してきたことから、取締役としての選任をお願いするものであります。	
候補者 番 号	氏 生 年 月 日 名	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
2	うえ もり まさ こ 上 森 雅 子 1969年7月4日生	1994年 6 月 当社入社 営業推進部課長 2001年 9 月 当社営業推進部部长 2007年 9 月 当社取締役 2018年 6 月 当社専務取締役（現任） （現在 当社専務取締役 事業推進本部長） （重要な兼職の状況） KEYSQUARE, INC. (President) Shinagawa Lasik & Aesthetics Center Corporation (President) InfiniVAN, Inc. (Director)	195,000株
		〈取締役候補者とした理由〉 上森雅子氏は、当社の専務取締役として主に海外子会社の事業活動を統括し当社グループの事業拡大に寄与していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 年 月 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
3	い とう よし みつ 伊 藤 良 光 1963年7月1日生	1986年 4 月 日本電気ホームエレクトロニクス株式会社入社 1989年 4 月 国際デジタル通信株式会社（現 ソフトバンク株式会社）入社 2000年 5 月 ブラステル有限公司（現 ブラステル株式会社）入社 2003年 1 月 ZIP Telecom株式会社取締役 2014年 4 月 ビースリーソリューション株式会社代表取締役 2014年10月 エヌ・ティ・ティ・データ先端技術株式会社グループリーダー 2016年 1 月 当社国内営業部部長 2019年 4 月 当社国内通信営業一部部長、国内通信営業二部部長、通信技術部部長 2019年 6 月 当社取締役（現任） （現在 当社取締役 情報通信事業本部長） （重要な兼職の状況） なし	0株
		〈取締役候補者とした理由〉 伊藤良光氏は、当社の国内通信事業を統括していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。	
候補者 番 号	氏 年 月 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
4	なか はら しげ き 中 原 茂 樹 1959年11月9日生	1983年 4 月 三井物産株式会社入社 2014年 9 月 同社九州化学品統括 2016年 5 月 日曹ビーエーエスエフ・アグロ株式会社取締役 2019年11月 三井物産株式会社 2020年 3 月 当社管理本部長代理 2020年 5 月 当社管理部長（現任） 2020年 6 月 当社取締役（現任） （現在 当社取締役 管理本部長） （重要な兼職の状況） なし	0株
		〈取締役候補者とした理由〉 中原茂樹氏は、当社の管理本部長として管理部門を統括していることから、取締役としての選任をお願いするものであります。	

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
5	むら ぐち かず たか 村 口 和 孝 1958年11月20日生 ※新任 ※社外取締役候補者	1984年 4 月 日本合同ファイナンス株式会社（現 株式会社 ジャフコ）入社 1998年 7 月 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナ ーズ設立 代表取締役（現任） 2007年 3 月 株式会社ウォーターダイレクト（現 株式会社 プレミアムウォーターホールディングス） 取締役（現任） 2012年 6 月 ぷらっとホーム株式会社 社外取締役（現任） 2015年 6 月 当社監査役（2017年10月退任） 2017年 6 月 株式会社デンタス 社外取締役（現任） 2017年11月 株式会社ブロードバンドタワー 社外取締役 2018年11月 JESCOホールディングス株式会社 社外取締 役（現任） 2019年 1 月 株式会社ブロードバンドタワー取締役（現任） 2019年 3 月 株式会社パルテック 社外取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ 代表取締役 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役 ぷらっとホーム株式会社 社外取締役 株式会社デンタス 社外取締役 株式会社ブローバンドタワー 取締役 JESCOホールディングス株式会社 社外取締役 株式会社パルテック 社外取締役	2,000株
〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉 村口和孝氏は、ベンチャーキャピタル最大手の株式会社ジャフコ出身の独立系ベンチャーキャピタル の株式会社日本テクノロジーベンチャーパートナーズ代表取締役で、数多くの企業の株式上場に関わ るなど豊富な経験と知識を有していることから、その経験及び知識を当社の経営に活かしていただく ため、社外取締役として選任をお願いするものであります。選任後はその知見を活かし、当社の事業 運営全般において適切な提言をいただくことを期待します。 社外取締役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場 で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。			

候補者番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
6	ゆき まる あき こ 雪 丸 暁 子 1977年1月7日生 ※新任 ※社外取締役候補者	2000年 4 月 司法研修所入所（54期） 2001年10月 東京地方裁判所 裁判官 2004年 7 月 最高裁判所在外研究員として、ジョージタウン ロースクールに1年間派遣 2008年 2 月 裁判官退官 弁護士登録 吉岡・辻総合法律事務所 2019年 4 月 横浜総合法律事務所（現任） （重要な兼職の状況） 横浜総合法律事務所	0株
	〈社外取締役候補者とした理由及び期待される役割等〉 雪丸暁子氏は、長年裁判官及び弁護士として培ってきた豊富な経験や法律知識を有していることから、その経験や知識を活かしていただくため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。選任後は、その知見を活かし、当社の経営全般において法律家としての適切な提言をいただくことを期待します。 社外取締役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外取締役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。なお、同氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり法務分野において豊富な経験や法律知識を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村口和孝及び雪丸暁子の両氏は社外取締役候補者であります。
3. 村口和孝及び雪丸暁子の両氏の選任が承認された場合、両氏の間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
4. 当社は、村口和孝及び雪丸暁子の両氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、両氏が一般株主と利益相反のおそれのない十分な独立性を有していると判断し、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
5. 当社は、取締役及び監査役を非保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く被保険者の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることになります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役 桂山邦明、西村誉弘及び緑川芳江の3氏は、本総会終結の時をもって任期満了になります。

つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
1	にし むら なか ひろ 西 村 誉 弘 1972年4月10日生 ※社外監査役候補者	1995年4月 碧海信用金庫入社 2005年12月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）東京事務所入所 2008年5月 公認会計士登録 2013年10月 西村誉弘公認会計士事務所（現リーダーズサポート公認会計士事務所）開設 代表（現任） 2013年12月 税理士登録 2014年4月 税理士法人エムエーパートナーズ（現リーダーズサポート税理士法人） 社員 2015年4月 リーダーズサポート税理士法人 代表社員（現任） 2015年10月 株式会社フルブリッジ 監査役（現任） 岐阜製版株式会社 監査役（現任） 2017年6月 当社社外監査役（現任） 2017年7月 プリントネット株式会社 社外取締役 (重要な兼職の状況) リーダーズサポート税理士法人 代表社員 株式会社フルブリッジ 監査役 岐阜製版株式会社 監査役	0株
〈社外監査役候補者とした理由〉 西村誉弘氏は、公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な実績を有していることから、その知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。 社外監査役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。なお、同氏は、社外取締役及び社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり公認会計士及び税理士としての専門的知識と豊富な実績を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。 また、西村誉弘氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。			

候補者 番 号	氏 生 年 月 名 日	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 の 株 式
2	おか ぎき とも こ 岡 崎 友 子 1981年8月6日生 ※新任 ※社外監査役候補者	2007年12月 弁護士登録 2007年12月 外国法共同事業法律事務所リンクレーターズ 2013年 9 月 Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio (C&G Law) 2017年 6 月 T & K 法律事務所（現任） （重要な兼職の状況） T & K 法律事務所	0 株
	〈社外監査役候補者とした理由〉 岡崎友子氏は、長年、弁護士として培ってきた法律知識を有し、日本企業の海外進出支援やフィリピン務務などについて豊富な経験を有することから、その知識と経験を当社の監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。 社外監査役としての選任に際しては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で社外監査役としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できると判断しております。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記のとおり法務分野において豊富な経験と法律知識を有していることから社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 西村誉弘及び岡崎友子の両氏は社外監査役候補者であります。
3. 当社は、西村誉弘氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
4. 当社は、西村誉弘氏について、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、一般株主と利益相反の生じるおそれのない十分な独立性を有していると判断し、両氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 岡崎友子氏の選任が承認された場合、同氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。
6. 当社は、岡崎友子氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定める独立性基準に照らして、同氏が一般株主と利益相反のおそれのない十分な独立性を有していると判断し、同氏を東京証券取引所に独立役員として届け出る予定です。
7. 当社は、取締役及び監査役を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる故意または重過失に起因する損害賠償請求を除く被保険者の損害を当該保険契約により補填することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案 退任取締役及び退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任されます林田宣之氏、2021年1月31日に取締役を辞任された前田知之氏、本総会終結の時をもって任期満了により監査役を退任されます桂山邦明氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にそれぞれ一任願いたいと存じます。なお、退任取締役に対する退職慰労金は、長期的なインセンティブ付与を目的として役員退職慰労金規程に定められた金額を毎年引当られており、また、役員退職慰労金規程に基づき支給されるものであるため、相当であります。

退任取締役及び退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
はやし だ のぶ ゆき 林 田 宣 之	2017年3月 当社取締役 現在に至る
まえ だ とも ゆき 前 田 知 之	2019年6月 当社取締役 2021年1月退任
かつら やま くに あき 桂 山 邦 明	2016年2月 当社常勤監査役 現在に至る

以 上

「株主総会会場」 ご案内図

【会 場】 東京都中央区八重洲一丁目3番7号
八重洲ファーストフィナンシャルビル
ベルサール八重洲 2階 ROOM C

【交 通】 「日本橋駅」(東西線・銀座線・浅草線) A7出口直結
「東京駅」(JR) 八重洲北口徒歩約5分
「三越前駅」(半蔵門線) B3出口徒歩4分

